

## 正規雇用化企業応援事業助成金交付要綱細則

(根拠)

第1条 この細則は、「正規雇用化企業応援事業助成金交付要綱」(以下「要綱」という。)  
第20条の規定に基づき、正規雇用化企業応援事業の助成金を適正に執行するために定めるものとする。

(助成金交付に関する要件)

第2条 研修者にかかる研修中の給料は、雇用されている事業所で負担していることを原則とする。

(正社員転換の定義と証明書類)

第3条 要綱第2条に定める「正社員転換」に関する定義は次のとおりとする。

(1) 正社員転換とは、申請事業所における雇用期間が6ヶ月以上の非正規従業員のうち、交付決定を受けた日の属する年度の4月1日から1月末日までに正社員転換が図られた者であり、あらかじめ正社員として雇用することを前提に雇い入れられた者ではないこととする。

(2) 助成事業者は、正社員転換の証明として非正規雇用時及び正社員転換後の「雇用契約書または労働条件通知書」及び「就業規則(正社員転換の根拠条文が記載されたもの)」の写し等を要綱第6条第1項に規定する正規雇用化企業応援事業交付申請書又は要綱第11条に規定する正規雇用化企業応援事業実績報告書に添付しなければならない。

(助成金の対象とする研修期間)

第4条 助成金の対象とする研修期間は、交付決定を受けた日の属する年度の1月末日までとする。

(助成金額の算定基準)

第5条 助成金の対象経費は、次に定めるとおりとする。

(1) 交通費

ア 対象経費：県内勤務地から研修地(宿泊地)までの往復分の費用(研修地域が途中で変更となった場合は、当初の研修地から変更後の研修地までの片道分の費用を含む。)

① 航空運賃(原則エコノミークラスのみ)

② 車賃(バス、鉄道〔片道100km以上の特急料金を含む。〕等)

イ 対象外経費：研修施設までの通勤費用等

(2) 宿泊費

ア 対象経費：研修期間中の宿泊に係る費用

① 宿泊費(室料または家賃、寮費、共益費)

② 礼金

イ 対象外経費：敷金、保証料、光熱水費、火災保険料、室内クリーニング料等

- 2 助成対象の研修は、連続した研修期間が5日以上とし、研修期間（週及び月数）の算定は、民法（明治29年法律第89号）第143条に基づくものとする。なお、期間算定に当たっての研修初日及び最終日は、いずれも実研修日とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研修期間が連続しない場合であっても、同一の研修と認められ、かつ、実研修日の合計が5日以上の場合については、助成対象とすることができる。
- 4 助成金の交付決定は、1,000円未満は切り捨てて算定するものとする。

（研修事業内容の審査）

第6条 研修事業の内容に関する審査に当たっては、次の各号を重点に審査するものとする。

- （1）助成対象事業者については、定款等により審査する。
- （2）研修内容の審査は研修先の研修計画の内容等により個別・具体的に審査する。

（会社都合による離職者）

第7条 要綱第3条第2項に掲げる会社都合による離職者がいない事業所とは、正規雇用化企業応援事業交付書申請日から起算して過去6ヶ月以内に雇用する雇用保険被保険者を事業主の都合により解雇したことがない企業とする。

（事業を中止した場合の助成金の取り扱い）

第8条 事業を中止した場合は、正社員転換を行った場合のみ、事業を中止するまでの助成対象経費について、原則助成金を交付するものとする。

（外国人の在留資格）

第9条 外国人を正社員転換または研修の対象者とする場合は、次の各号いずれかの在留資格をもって在留する者に限る。

- （1）永住者
- （2）日本人の配偶者等
- （3）永住者の配偶者等
- （4）定住者

（正社員転換者関係調書の提出期限）

第10条 要綱第11条第1項の規定にかかわらず、実績報告書のうち正社員転換者関係調書については、従業員研修の終了後2ヶ月を経過した日又は交付決定に係る年度の2月末日のいずれか早い日までに提出を行うものとする。

（正社員転換がなされない場合の助成金の取り扱い）

第11条 要綱における正社員転換期限日までに、正社員転換がなされない場合は、助成金を交付しないものとする。

（成果の公表）

第12条 要綱第17条第2項に定める助成事業者の協力については、助成金交付日の属する年度の翌年度以降3年間のフォローアップ調査に協力しなければならない。

(受託事業者を経由する申請書)

第13条 要綱第18条第3項に定める受託事業者を経由する申請書は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正規雇用化企業応援事業交付申請書
- (2) 正規雇用化企業応援事業助成金交付取下げ申請書
- (3) 正規雇用化企業応援事業計画変更申請書
- (4) 正規雇用化企業応援事業中止(廃止)申請書
- (5) 正規雇用化企業応援事業遂行状況報告書
- (6) 正規雇用化企業応援事業実績報告書
- (7) 正規雇用化企業応援事業変更届出書
- (8) その他知事が指示する申請書又は関係書類

附 則

1. この細則は、平成27年9月1日から施行する。
2. この細則は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに交付の決定を受けた助成金については、同日後もなおその効力を有する。
3. この細則は、平成30年4月1日から施行する。
4. この細則は、平成31年4月1日から施行する。
5. この細則は、令和2年7月9日から施行する。